

不正競争行為差止等請求事案において靴の図柄模様の周知性が争われた事件

原告：靴の輸入販売会社（ライセンサー）

被告：靴の製造販売会社

原告は、海外の靴の製造販売会社（ライセンサー）のスニーカーの輸入販売を行う会社。原告が、ライセンサーのスニーカーの図柄模様は、ライセンサーの商品等表示として周知性を有するところ、被告のスニーカーの図柄模様が、これと類似し、ライセンサーの商品と混同のおそれがあるとして、当該スニーカーの製造販売の差し止めを求めた事案。もともと、ライセンサーはサッカーシューズを製造販売しており、それに付したものと類似する図柄模様をつけて、スニーカーを製造販売した。第1審では、ライセンサーの図柄模様がサッカーシューズの需要者の間で周知性を有していることを認めたものの、一般消費者の間での周知性は否定し、原告の請求は退けられた。この判断については、被告が行った一般消費者を対象とした周知性に関するアンケート調査の結果が功を奏した（一般消費者における周知性を否定）。控訴審において、被告は、サッカーシューズの需要者の間の周知性をも否定すべく、ライセンサーがスポンサーとなったサッカーチームの選手がライセンサーのシューズを使用していないことを示す証拠を提出。1回目の期日で結審した後、裁判所から和解勧誘。本件で勝訴しても、ライセンサーから商標権侵害等の訴訟を提起される恐れがあったため、紛争の長期化を懸念し、和解交渉に応じた。裁判所の強い後押しにより、損害賠償を請求されていたにも関わらず、逆に数千万円の解決金を受け取るという条件で和解。

（当事務所は被告を代理）